

新旧対照表

新	旧
<p>研究大学強化促進事業フォローアップ実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成 27 年 7 月 29 日 改正 令和元年 7 月 12 日 研究大学強化促進事業推進委員会</p> <p>(略)</p> <p>2. フォローアップの方法等</p> <p>(1) フォローアップは、研究大学強化促進事業推進委員会(以下、「委員会」という)において、中間・事後評価の実施年度を除き、原則として、毎年度実施する。</p> <p>(2) フォローアップは、各研究機関から提出された次の関係資料に基づき、実施する。</p> <p>① <u>前年度フォローアップ結果への対応状況と今後の事業展開について</u></p> <p>② <u>「研究大学強化促進事業」ロジックツリー(概要版・詳細版(参考))</u></p> <p>③ <u>「研究大学強化促進事業」後期ロードマップ</u></p> <p>(3) フォローアップの効率的な実施を図るため、研究機関ごとに、フォローアップ担当委員(以下、「担当委員」という)を原則として、委員会委員の中から、2名程度選任する。担当委員は、書面評価及び必要に応じ、ヒアリング又は現地調査等の方法により評価を行い、その結果を踏まえ、委員会において全委員の合議により、フォローアップ結果を取りまとめる。</p> <p>3. フォローアップの項目・観点</p> <p>フォローアップ項目は、以下のとおりとする。</p> <p>[フォローアップ項目]</p> <p>(1) <u>前年度フォローアップ結果コメントへの対応状況について</u></p> <p>(2) <u>将来構想の達成に向けた現状の分析と取組への反映状況について</u></p>	<p>研究大学強化促進事業フォローアップ実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成 27 年 7 月 29 日 研究大学強化促進事業推進委員会</p> <p>(略)</p> <p>2. フォローアップの方法等</p> <p>(1) フォローアップは、研究大学強化促進事業推進委員会(以下、「委員会」という)において、中間・事後評価の実施年度を除き、原則として、毎年度実施する。</p> <p>(2) フォローアップは、各研究機関から提出された「<u>研究大学強化促進事業</u>」進捗状況報告書(以下、「報告書」という)及び関係資料に基づき、実施する。</p> <p>(3) フォローアップの効率的な実施を図るため、研究機関ごとに、フォローアップ担当委員(以下、「担当委員」という)を原則として、委員会委員の中から、2名程度選任する。担当委員は、書面評価及び必要に応じ、ヒアリング又は現地調査等の方法により評価を行い、その結果を踏まえ、委員会において全委員の合議により、フォローアップ結果を取りまとめる。</p> <p>3. フォローアップの項目・観点</p> <p>フォローアップ項目は、以下のとおりとする。</p> <p>[フォローアップ項目]</p> <p>(1) <u>「実現構想の推進体制」の進捗状況について</u></p> <p>(2) <u>「研究力強化の方針」の進捗状況について</u></p> <p>(3) <u>「研究力強化の方針に基づき取り組む制度改革等」の進捗状況について</u></p> <p>(4) <u>「研究力強化の方針に基づき取り組む事業《Aメ</u></p>

<p>中間評価を踏まえ再構築した「研究力強化構想」(将来構想報告書)の実現に至るまでの道筋を見える化した、ロジックツリー・ロードマップの利活用状況を確認するとともに、それらの進捗状況・実績から、以下の観点により、フォローアップを行う。</p> <p>[フォローアップの観点]</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 将来構想の達成に向けて、着実に事業が進捗しているか、 ② 進捗状況から見た現状・自己分析を通じた課題の把握と適切な対策が講じられているか、 ③ 大学改革等の動向を踏まえた現状・自己分析を通じて、今後、本事業にどのように反映させようとしているのか <p>なお、WPIアカデミー拠点として認定された機関に支援している「プロジェクト重点支援」を実施している研究機関のフォローアップにおいては、<u>拠点形成の経験・ノウハウを事業間連携により、当該事業全体にフィードバックが図られているか</u>の観点からフォローアップを行う。</p> <p>4. ヒアリング又は現地調査</p> <p>書面評価の結果に基づき、ヒアリング又は現地調査の実施が必要と判断した場合は、<u>ヒアリング又は現地調査の進め方等を調整のうえ、実施する。</u></p> <p>担当委員は、ヒアリング又は現地調査の内容を踏まえ、フォローアップ結果に反映させる。</p>	<p><u>ニュー》」の進捗状況について</u> (研究戦略や知財管理等を担う研究マネジメント人材群の確保・活用に関する取組)</p> <p>(5)「研究力強化の方針に基づき取り組む事業《Bメニュー》」の進捗状況について (Aメニューと効果的に組み合わせて実施する、その他の研究環境改革の取組)</p> <p>(6)「審査結果コメント」への対応について</p> <p>(7)「大学改革等の動向」を踏まえた今後の対応について</p> <p>応募段階で提出のあった「研究力強化実現構想」に記載した内容を踏まえ、それらの進捗状況・実績から、以下の観点により、フォローアップを行う。</p> <p>[フォローアップの観点]</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当初の構想・計画に沿って、着実に事業が進捗しているか、 ② 進捗状況から見た現状・自己分析を通じた課題の把握と適切な対策が講じられているか、 ③ 大学改革等の動向を踏まえた現状・自己分析を通じて、今後、本事業にどのように反映させようとしているのか <p>なお、「リサーチ・アドミニストレータを育成・確保するシステムの整備」(リサーチ・アドミニストレーションシステムの整備)事業を実施している研究機関のフォローアップにおいては、<u>当該事業に係る進捗状況評価等の結果を考慮するとともに、当該事業との相互連携が図られているか</u>の観点からフォローアップを行う。</p> <p>4. ヒアリング又は現地調査</p> <p>書面評価の結果に基づき、ヒアリング又は現地調査の実施が必要と判断した場合は、<u>以下により、実施する。</u></p> <p><u>ヒアリング又は現地調査の進め方等は、以下を目安とするが、効果的な実施のため、やむを得ない場合は、担当委員の判断により、必要な範囲で</u></p>
---	--

変更することができる。

担当委員は、ヒアリング又は現地調査の内容を踏まえ、フォローアップ結果に反映させる。

(1)ヒアリング

- ・実施機関による説明
 - ・質疑応答
 - ・審議及びコメントの記載
- } 60分程度
- ・説明者は、各研究機関で6名以内とする。
 - ・説明資料として、報告書及び関係資料のほか、プレゼンテーション資料を使用できる。

(2)現地調査

- ・担当委員打合せ
 - ・責任者との質疑応答
 - ・研究者、URA等の意見交換
 - ・研究現場、施設等の視察
 - ・講評
- } 4時間程度

5. フォローアップ結果

フォローアップ結果は、コメントを付すこととする。

(略)

8. フォローアップ結果の報告等

- (1) 委員会は、フォローアップ結果を取りまとめ、研究振興局長に報告するものとする。
- (2) 研究振興局長は、上記報告に基づき、フォローアップ結果を当該研究機関に対して通知するとともに、公表する。また、コメントへの対応が著しく反映されておらず、将来構想の達成に疑義がある場合には、補助金の配分への活用を検討する。

(略)

5. フォローアップ結果

フォローアップ結果は、下表の5段階の評価及びコメントで構成する。

評点区分	評定の目安
S	特筆すべき進捗状況にある
A	順調に進んでいる
B	おおむね順調に進んでいる
C	やや遅れている
D	大幅に遅れている

(略)

8. フォローアップ結果の報告等

- (1) 委員会は、フォローアップ結果を取りまとめ、研究振興局長に報告するものとする。
- (2) 研究振興局長は、上記報告に基づき、フォローアップ結果を当該研究機関に対して通知するとともに、報告書の「進捗状況概要」とともに、公表する。また、補助金の配分に活用する。

(略)